

指名停止措置について

指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(有)足立建設	足立 邦夫	安来市広瀬町下山 佐 1 0 5 6	平成 3 0 年 1 0 月 1 日から 平成 3 0 年 1 0 月 1 4 日まで (2 週間)

指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

指名停止に係る事実概要等

当該業者は二次下請け中村工事の社員による労働災害に関し、松江労働基準監督署からは是正勧告を受けた。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第 1 第 7 号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第 1 第 7 号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間 以上 4 月以内